○ひたちなか市環境審議会運営規程

平成６年１１月１日
訓令第６２号

（趣旨）

第１条　この規程は，ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成６年条例第１５号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき，ひたちなか市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営等に関し，必要な事項を定めるものとする。

（審議会の構成）

第２条　審議会は，委員２０人以内をもって構成するものとする。

（審議会の任務）

第３条　審議会は，審議事項を専門的かつ能率的に処理するため審査及び調査を行うものとする。

（事務局）

第４条　会議の事務局は，経済環境部環境政策課が担当する。

（補則）

第５条　この規程に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

付　則

この訓令は，平成６年１１月１日から施行する。

付　則（平成７年訓令第７号）

この訓令は，平成７年４月１日から施行する。

付　則（平成１１年訓令第６号）

この訓令は，平成１１年４月１日から施行する。

付　則（平成２９年訓令第４号）

この訓令は，平成２９年４月１日から施行する。

付　則（令和４年訓令第４号）

この訓令は，令和４年４月１日から施行する。